

14. 日米地位協定の抜本的な改定について

九州部会提出
説明担当 沖縄市

在日米軍基地周辺地域においては、これまで、米軍機の墜落事故、演習による山火事等の自然環境の破壊、米軍機による市街地での騒音問題、枯れ葉剤貯蔵・使用の確認作業やPCBなどの有害廃棄物の処理等、基地から派生する諸問題について、戦後68年を経過した今日においても、なお解決の糸口が見いだせず、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされており、その不安は未だ払拭されていないのが実情である。

また、MV-22オスプレイの強行配備や運用開始は、地域住民の憤りをますます増幅する、極めて遺憾な行為である。

日米両政府においては、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取り決めがない限り、接受国の法令は適用されないとの見解を示している。

しかし、日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されているものの、基地の運用等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元自治体の意向が反映できる仕組みが規定されていない。

米軍基地に起因する様々な事件・事故等から国民の生命・財産及び人権を守るためには、施設・区域の提供、管理及び返還並びに米国軍隊の活動及び米国軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を改定する必要がある。

これまで、日米地位協定に基づく刑事手続きについて、いかなる場合でも、飲酒後の運転は公務として取り扱わないこととするなど、運用の一部が見直されてきた経緯はあるが、日米地位協定が締結されて半世紀が経過した現在、もはやその運用を改善するだけでは、米軍基地をめぐる諸問題の解決は到底望めない。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。